

第13回 送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG 議事概要

1. 日時

平成30年6月1日（金）17:30～18:30

2. 場所

経済産業省別館9階944会議室

3. 出席者

横山座長、秋池委員、岩船委員、大橋委員、小宮山委員、松村委員
稲垣委員

（オブザーバー）

関西電力株式会社 白銀 電力流通事業本部副事業本部長

資源エネルギー庁 小川 電力産業・市場室長

同 曳野 電力基盤整備課長

同 山下 新エネルギー課長補佐

○日置ネットワーク事業制度企画室長 定刻となりましたので、ただ今から電力・ガス取引監視等委員会 第13回 送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループを始めさせていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては、本日もお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

若林委員は、本日御欠席の御連絡をいただいております。

本日は、前回のワーキング・グループにおきまして御議論いただきました中間とりまとめ（案）をパブリックコメントに付させていただきました。こちらの結果も踏まえまして、とりまとめに向けて御議論いただきたいと思いますと考えてございます。

それでは、プレスの皆様の撮影はこちらまでということで、大変恐縮でございますが、よろしく願いいたします。このワーキング・グループは原則公開で行いますので、プレスの方も含めて、引き続き傍聴される方は御着席いただければと思います。

また、本日の議事の模様はユーストリームにて、インターネットで同時中継を行っております。

では、これより議事に入らせていただきます。以降の議事進行は横山座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○横山座長 皆様、本日は大変遅い時間にこのワーキング・グループに御出席いただきまして、本当にありがとうございます。先ほど日置さんからもお話がありましたように、今日はとりまとめということでよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、資料3と4を一括して御説明いただきまして、その後、議論いただきたいと思っております。

それでは、御説明をよろしくお願いいたします。

○日置ネットワーク事業制度企画室長 それでは、資料3、資料4に基づきまして、御説明させていただければと思います。まず、資料3を御覧いただければと思います。

まずパブリックコメントに関して御説明させていただければと思います。1ページ目を御覧いただけますでしょうか。前回、4月16日に開催されましたワーキング・グループにおきまして、中間とりまとめ（案）について御議論いただきましたが、そこで出た御意見も踏まえて一部修正を加えた内容にて、その翌日の17日から1ヵ月間、パブリックコメントを募集させていただきました。

その結果を集計いたしますと、提出件数といたしましては121件、意見数としては約280件の御意見を頂戴しております。

資料の右側の提出意見の内訳を見ますと、発電側基本料金に関するものが全体の8割を占めておりまして、そのうち、再エネに関するものが3割程度と多数を占めているといった状況でございます。

主な御意見を紹介いたしたいと思っております。次の2ページ目を御覧いただければと思います。まず、発電側基本料金の基本設計ということでございまして、やはり課金単価でありますとか算定根拠についての御質問、御意見もございました。

また、kWではなく、kWh課金とすべきというような御意見も多数いただいております、中には設備利用率が高いほうが有利なkW課金では、ベースロード電源を保有する旧一般電気事業者が競争上有利になるので、ベースロード市場が機能した後に発電側基本料金を導入すべき、そのような意見もございました。

さらに、小規模電源であっても課金すべき、系統負荷を軽減する電源には課金すべきで

はない、自家発と売電専用の発電を同じに扱うのには違和感があるといった声もございましたし、また、第10回のワーキング・グループで集中的に御議論いただきましたアンシラリーサービスに係る費用負担の在り方についてですが、とりまとめ（案）の中では中長期課題と整理させていただいているところでございますが、こちらの意見も多数いただいております。関係者による議論の場、理解を深める場を設けてほしいといったリクエストも受けているところでございます。

また、この発電側基本料金の制度導入に当たりましては、しっかりと国からも説明をしてほしいという御意見、制度導入後も実情を踏まえながら、必要に応じて見直しを検討してほしい、そのような声もあった次第でございます。

続きまして、資料3ページ目を御覧いただければと思います。まず、発電側から小売側への転嫁に関してでございます、やはりガイドラインの作成や転嫁に係る実態検証といった要請を8件ほど頂戴しております。

そして、再エネ、FIT電源に関しましては、そもそもFIT電源には課金しないしてほしいという声、そして課金する場合は適正な調整措置を講じてほしいといった御意見を中心に114件の御意見を頂戴しております。

下段の割引制度に関しましては、割引地域の判断基準に用いる潮流変化、そのような情報について、算定プロセスを明確にすべきといった御意見、そして割引単価はなるべく早期に、例えば1年以上前、または数年前には割引単価を開示してほしいといった御意見もございました。また、現行の需要地近接性評価制度の廃止に当たっては経過措置を設けるべきとの意見もございました。一方で、経過措置については、特に不要ではないかという声もあった次第でございます。

続きまして、4ページ目を御覧いただければと思います。基本料金の回収率の向上ということでございまして、このリバランスに関しましても17件の御意見をいただいております。現在の調達環境のままでは、低負荷率の需要を中心として供給している新電力に不利になるということであるので、需要側の託送料金のリバランスはベースロード市場が機能するのを確認してから実施すべきではないか、そのような声でありますとか、需要家と小売の契約期間が通常1年であることも踏まえまして、新しい料金が適用される1年以上前には料金体系が公表されていることが望ましいといった声もございます。

このスケジュールに関しましては、それ以外にも発電事業者間の健全な競争といった観点から容量市場など各種制度設計の状況も踏まえて、発電側基本料金の導入時期を検討し

てほしいという声ですとか、また、前回のワーキング・グループでも議論になりましたが、一般負担の上限額の見直しの時期との関係について言及する声もあったところでございます。

以上が主な御意見の内容でございますが、やはりいただいた御意見を多数眺めてまいりますと、今回、発電側に負担を求める際の考え方は本ワーキング・グループでも幾度となく議論になりましたが、受益に応じた負担の考え方が肝でございますが、今後、ここをしっかりと整理、説明していく必要があるのだろうと強く感じた次第でございます。

そこで、5ページ目でございますが、こちらは参考資料としてお配りしているパブリックコメントに対する回答案から抜粋したものになりますが、改めて受益に応じた負担について考え方を整理してみたものを資料として添付しております。

5ページ目を御覧いただければと思います。ここでは、発電側が送配電関連費用に与える影響を受益として定義しているということでございまして、今回の発電側基本料金の対象費用は、上位システムの固定費でございます。そして、その維持・運用費用は基本的には最大潮流、kWに応じて対応できるよう整備されておりますので、発電側がそうした費用に与える影響も発電側の最大逆潮のkWの大きさをベースに決まる。ゆえにkW単位の課金とするのが最も公平でかつ適切である。そのような回答を作成しているところでございます。

これは数多くいただいておりますkWh課金すべきとの声ですとか、発電の受益は電気を流せる量、kWhではないかといった声に対する回答といった形にもなります。

さらに、このページの2ぽつ目でございますが、従量料金ではなく、基本料金として費用回収することが将来に向けた送配電投資を確保していく上でも重要との考え方を記載させていただいているところでございます。

続きまして、資料6ページ目でございます。こちらは本ワーキング・グループでも議論になりましたが、最大逆潮が同じであっても、同一地点の需要の大きさによって、発電側基本料金の負担が変わる。これは不公平ではないのかといった御指摘に関するものになります。こちらに関しましては、送配電網は両方向に電気を流せ、需要側の託送料金の契約kWに相当する送配電設備は発電側の逆潮kWにも通常は対応できるという考え方のもと、発電側の負担としては需要側の契約kWを上回る逆潮kW分であること。これは中間とりまとめ（案）にも記載している内容のとおりではあるのですが、そうした考え方の結果として、需要のkWの大小によって発電側の負担が変わるということにはなるのですが、これは受益に応じた負担、発電側、送配電関連費用に与える影響に応じた負担という観点から公平で

適切であるとさせていただいているところがございます。

以上の点につきまして、いま一度確認できればということで、別途紹介させていただきました。

このパブリックコメントを受けた対応でございますが、まず中間とりまとめ（案）でございます。資料戻っていただいて、資料4を御覧いただけますでしょうか。資料4、中間とりまとめ（案）でございますが、パブリックコメントを踏まえた修正点といたしましては、例えば4ページ目から6ページ目の脚注にかけてでございます。いただいた御意見や御指摘を踏まえまして、補足説明を脚注に結構追加させていただいております。そもそも今回のとりまとめ（案）について、用語の定義、説明がないといった御指摘もございまして、幾つか質問もありましたので、託送料金原価とは何か、工事費負担金と託送料金との関係、固定費とはどういうものなのかといった説明を加えさせていただいているところがございます。

加えまして、9ページ目から10ページ目、こちらは再生可能エネルギーに関するパートでございますが、5月22日に公表されましたエネ庁審議会の報告書の内容も踏まえまして、表現ぶりを変更した。中身について大きな変更というよりは表現ぶりが変わったということでございます。

加えまして、広域機関におけます一般負担上限額の検討状況を脚注に加えさせていただいているところがございます。

その他、本文にかかわる修正は特にございませませんが、こちらの内容でこれまでの検討結果のとりまとめとしてよろしいか、後ほど御審議いただければと思います。

また、いただいた御意見に対する個別の回答につきましては、参考資料でございます。34ページぐらいになっていると思いますが、こちらの参考資料をワーキング・グループの事務局の責任において作成させていただいている、そのような位置づけでございます。こちらについては、近日中に政府のウェブサイトで公表させていただければと思っております。

以上のように、今回、パブリックコメントでいただいた内容なのですが、改めていろいろ拝見させていただきまして、我々事務局としてもここはもっと説明を尽くすべきといった点がより鮮明に分かりましたし、また今後、詳細検討で考慮すべき点も含めて、いろいろ示唆をいただいたということで、この場を借りまして、御意見をいただいた方々に御礼申し上げたいと思います。

さて、資料戻りまして、資料3を御覧いただければと思います。資料3の7ページ目でございます。今後の進め方ということでございまして、まず、四角の囲いにもございますように、今回の中間とりまとめの内容で発電側基本料金を含めまして、制度の見直しの大きな骨格をお示しいただいたと思います。こちらに基づきながら、パブリックコメントの意見も参考にしつつ、この中間とりまとめの内容の具体化に向けて、詳細制度設計に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

具体的には、その下の段でございます。まず、発電側基本料金や割引制度に関してでございます。こちらにつきましては、まず制度の導入に必要な制度整備、省令なりガイドラインといったものがございまして、そういったものの整備に向けた作業を鋭意進めてまいりたいと思っておりますし、また、必要に応じてこのワーキング・グループも開催して、御意見を賜ればと思っております。

特に課金対象のkWの詳細も含め、課金方法の詳細でございます。論点が出てくればまた御意見をという形もあろうかと思っておりますし、また、転嫁に関する考え方をどう整理していくのかという点、そして、割引制度の経過措置の在り方については、パブリックコメントも御意見をいただいておりますので、どうやっていくのかという御議論をいただければと思っております。関係者を含めた議論が今後必要になってくるのではないかと考えておりました、ワーキング・グループの第2期というような位置づけになるのかもしれませんが、引き続きお願いできればと思っております。

続きまして、その下のぽつ、制度見直しのスケジュールに関してでございます。こちらは中間とりまとめ（案）では、2020年以降できるだけ早い時期としているところでございます。これに関しましては、関連制度改革の状況ですとか、各事業者における準備状況、準備期間なども考慮の上、今後具体化していきたいと考えてございます。

例えば、制度改革の状況ということでございまして、まず、見直し後の一般負担の上限額が適用された案件が稼働する時期に遅れないようにするという点も考慮すべき点としてございます。あと、調達価格等算定委員会におけますFIT買取期間中の調整措置の検討状況とも平仄を取っていく必要もあろうかと思っております。

また、その次のページの参考資料につけさせていただいておりますが、資源エネルギー庁の審議会におきまして、託送料金制度改革の全体像を検討していくといったことの議論も始まっております。

そうした中で、今回の発電側基本料金などの考え方、趣旨といったものも改革全体にし

っかりとインプットしていくといったことも大事になってこようかと考えてございます。

また、各事業者における準備期間ということでございますが、それに関しましては、システム開発に要する期間ということもございませし、あと、パブリックコメントでも指摘もございました、既存契約、小売と発電の契約でございますとか、小売と需要家との契約でございます。そういった契約期間が通常1年であるというようなことでありますとか、後は相対交渉に必要となる時間というのも考慮の上で今後のスケジュールを決めていくのかなと考えてございます。

また、2つ目でございます。送電ロスに関してでございますが、こちらについては、まずは今年度から託送収支の事後評価を通じまして、電圧別に見たロス率などの情報の公表を求めていきたいと考えてございます。

最後、参考資料としてでございますが、2ページ飛びまして、参考資料にはエネ庁の審議会ですとか、広域機関における議論の状況の資料を掲載させていただいていますが、9ページ目でございます。こちらは御紹介でございますが、エネルギー基本計画の案、現在、意見募集中でございますが、こちらにも発電側基本料金の導入が盛り込まれているという状況になってございます。

私からの説明は以上でございます。今回、パブリックコメントとして寄せられた御意見も踏まえまして、これまでの結果を資料4の中間とりまとめとしてよろしいか。あと、今後の進め方などについても何かアドバイスがあれば、よろしく願いできればと思います。

以上で私からの説明は終わります。

○横山座長 どうもありがとうございました。それでは、これからただ今、御説明いただきました案件、それから中間とりまとめ（案）等につきまして、皆様から自由に御発言いただければと思います。感想等でも結構でございますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。では、順番にということはないですけれども、岩船委員から行きましようか。

○岩船委員 では、感想など、よろしいですか。中間とりまとめ、ありがとうございました。この託送料金の議論はパイがあまり変わらなくて、それをどう切り分けるかという問題なので、世の中の人にとってすごく分かりにくいものではないかと思っています。負担が増える側の反対というのはすごく大きくて、各方面からいろいろな圧力があって、ここまでとりまとめるのでも本当に大変だったなと思って、日置さん、ありがとうございました。

した。

やはりこれまでと違って、発送電も分離しましたし、小売だけする人もいれば、発電だけする人もいるということで、そういう中では、それぞれ、こっちで損してもこっちで取り返せばいいみたいなことができなくなるのがこれからの電力システムなのだと思います。ですから、その中で、ある人が受益を受ける部分に関してはきちっとそこで負担してもらうという仕組みを作っていないと長期的に成り立たないのだということをもっと前面に出して、だから将来のネットワークのために必要な議論なのだというメッセージをもっと出していてもいいのかなという気がしました。

本当にお疲れさまというのと、これからもこれを実際にも実装していく中で、またいろいろな圧力があると思うのですけれども、是非頑張ってくださいたい。私もできることは御協力していきたいと思います。こんなところで、すみません。

○横山座長 どうもありがとうございました。今後、国民へ向けて改革案については十分に説明をしていかなければいけないということは十分認識しているところです。ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。小宮山委員、いかがですか。よろしくお願います。

○小宮山委員 中間とりまとめ、大変ありがとうございました。前回の中間とりまとめ（案）に比べて、さらにより論点が分かりやすくなり、大変よいとりまとめだと思います。これまでのとりまとめの努力につきまして、事務局の皆様方に心よりお礼を申し上げたいと思います。

全体的な感想で大変恐縮でございますけれども、今回、パブリックコメントにて貴重なコメントを多数いただいたと私も室長と同様に思っております。それで、全体として感じますのは、今回、2020年以降、早目の段階で託送料金の制度の見直しを実際に社会的に実装するというところでございますけれども、やはり何点か重要な柱がある中で、いずれも予見可能性をかなり懸念される御意見があったかと思っておりますので、やはり事業者様の準備期間もあるかと思っておりますので、そうしたところに配慮した上で適切に実施していくことが重要ではないかという印象を受けました。

あと、第2点目といたしましては、今回、発電側基本料金で課金することで系統全体のコストを最小化することが述べられておりますけれども、実際にそうした系統設備の構成や、系統設備の費用を今後、この施策を実行したことでどういった効果が実際に得られているのか、進捗状況をフォローアップ、モニタリングといたしますか、そうしたことを定量

的に見るということが大変重要かと思っておりますので、そうしたことも御配慮いただければと思っております。

それから、最後でございますけれども、やや具体的な項目になりますが、基本料金による回収率の向上、リバランスに関しまして、これまでも何度も議論がございましたとおり、送配電網の維持・運用コストの8割が固定費、大部分が固定費ということで、それに料金も合わせるということで、実際、諸外国でも行われているということでございます。コストに合わせ、基本料金を引き上げることが基本方針として述べられておりますけれども、実際、実施する段階になった場合に、こういったテンポで基本料金の回収率を徐々に引き上げていくのか、こういったスピード感で行うかということも恐らく実際に難しい、大変重要な論点になるのではないかと考えております。

資料3の4ページでも、競争上への懸念をパブリックコメントでいただいておりますけれども、恐らくそのほかにもいろいろ問題があるのかもしれないので、慎重にこういった問題があるのか、もう少し詳しく議論した上で、実際、基本料金の回収率の引き上げが必要なのではないかと考えました。

私からは以上でございます。

○横山座長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。松村委員、いかがでしょうか。御指名して申しわけありません。

○松村委員　パブリックコメントでもそれぞれの利害関係者が切実な意見を寄せてくださった。ベースロード電源市場が機能するのを待ってからにしてくれというのは、新規参入者の切実な声として理解できる。しかし一方で、そういうことを一つ一つ言い始めると、改革は何一つ進まない。ベースロード電源市場をちゃんと機能させるというのは、こっちの送配電の改革をしようがしまいがちゃんとやらなければいけないことだし、こっちの送配電の改革もベースロード電源市場がどうあろうとやらなければならないこと。それぞれの改革がお互いに、別の改革ができてから、というのと、本当に改革は進まなくなってしまう。したがって、一つ一つのものについて、正しく効率的な制度を作っていくって、全体として効率的な制度にしていくべきだと思います。

一方で、もし仮にそういうスタンスでずっと改革をしていったら、旧一般電気事業者が持っていた既得権はことごとく守られて、結果的に旧一般電気事業者がわずかにディスアドバンテージを持っていた部分は全部公平性という口実でみんなそろえられて、結果的に見るとすごく不公平になっている。旧一般電気事業者の既得権益ばかり強化されて、競争

条件がただでさえ不利な新規参入者がますます不利になるなどということになると、当然不満が出てくる。実際に送配電周りでいえば、作業停止計画のようなところの負担は、旧一般電気事業者がごくわずかディスアドバンテージがあった慣行。これは早々に改革されてイコールフットイングになった。でも、ほかに旧一般電気事業者が巨大な権益というか、先行の利益を持っていた部分は遅々として改革が進まないなどということになると、当然不満が出てくると思うので、この点については、一つ一つのものについて合理的な改革をしていくことももちろんですが、結果的にそういう口実のもとで異様に不平等な競争条件になっていないかどうかというのも、どこかで見ていかなければいけないと思います。

具体的に今回出てきた点で言うと、例えば経過措置が出てきました。私は一般論として、特定の事業者の既得権益を守るための経過措置は嫌いなので、今回の場合、もし経過措置というのに強いサポートを私はしない、その結果新電力の方に怒られるということは出てくるのかもしれない。一方で、ほかのところでは、巨大な経過措置をいろいろなところで認めてきたのに、旧一般電気事業者は、自分が既得権益を持っているものの経過措置は考え得る限り、目いっぱい主張してきたのにもかかわらず、自分たちが既得権益を持っていないものについては、経過措置は要らないなどというようなことを言い出すことがあり、また、委員でもほかの既得権益では目いっぱい認めるということに対して力いっぱいサポートしてきた人が、この文脈ではサポートしないなどというようなことが出てくると、信頼を失うことになる。ほかの制度を見ながら、これからの詳細設計を続けていかなければいけないと思います。

以上です。

○横山座長 ありがとうございました。大橋先生、いかがでしょうか。

○大橋委員 遅れてしまって申しわけありませんでした。長い間、この会合を開いていたと思うのですけれども、ある意味、とりまとめに至って、お疲れさまでした、と感謝したいです。

発電側に課金すること自体は、原価の回収上も重要ですし、また、今後、いろいろなインセンティブとかネットワークの効率的な形成の観点からも入れていくべき考え方なのだろうと思います。そういう意味で、こうした検討会を行ったことの意義は非常に大きいと思いますし、それは第1回目でもお話ししたとおりです。

他方で、この話は結構難しい話であることは間違いないと思います。発電者といった場合に、いろいろな発電者が実はいるので、そうした意味で、今回、自家発とかも含めて全

ての方々に対して、ある意味公正、公平な制度は何だろうかということは当然考えなければいけない点だったと思います。

そうしたことを考える上で、ロジックというか、発電側に課金することの、ここに書いてあるように、受益と負担の考え方というのをきちっと整理する必要があるというのはもったもなことで、今回、資料の3番目に、ある意味、補足のものとして事務局回答案をいただいた。この回答案は実は報告書に書かれていない内容がかなり踏み込まれて書かれているという印象も他方で持っています。この記述は、理解を促す上で重要だと思います。

ここで書かれている内容で、例えば5ページ目にまさに発電側課金がどうした理由で、考え方で入ってくるのかということをお願いしています。今回は、送配電の管理費用に与える影響が受益だという考え方で示していただいているわけです。ここの当たりの考え方は実はあまりじっくり会議の場で議論できなかったという感じも持っています。これは多分もう少し詰めて考えると、送配電関連費用と言ったとき、これは幾つもの費用項目というは恐らく考えられるのかなと思います。システムアクセスのイニシャルの増強費用かもしれないし、これはアクセス後のシステム維持の費用かもしれないし、維持の費用だとしても送電ロスかもしれないし、あるいは更新費用かもしれないし、いろいろな費用が多分考えられる。

先ほどいった中で、アクセスのイニシャルの話というのは、一般負担の上限の見直しという形で入ってきているというのは、重々承知はしているのですけれども、送配電関連費用に与える影響というのは、実はいろいろなものを含んでいるので、もう少し精査する余地はあるかもしれないと個人的には思っています。

私は自由化の中で、発電者というのが系統を通じて、いろいろな稼ぐ機会を得ることができる。卸市場でもいいし、今後、容量市場もあるし、あるいは調整力でもいいし、そうしたことができることになることが受益とも考えられるのではないか。それを費用で置きかえるとこのような言い方になるのかもしれないけれども、そこは1対1には結びついていなくて、議論する余地はあるのかなと思っています。そうはいいながら、これ自体というのは、報告書に書かれているものではないので、こうした考え方というのは、今後も実は議論していくべきことなのだろうと思っています。

他方で、ここに書いてある送配電関連費用と思ったときに、今回は特別高圧の話をしていて、実は配電系統をどうするのかという話は、今回は議論していないという認識だと思っていますが、他方で、この話というのはすごく重要だと思っています。配電にぶら下がっている人たちには一応発電者課金は課されているけれども、今回の配電の費用について

は、基本的には需要家負担、従来の託送の考え方で見るということだと思っておりますが、ここも今後どうするのかというのは当然議論していかなければいけなくて、そういう意味でいうと、まだ実はスターティングポイントに立ったにすぎないのではないかという感じもします。

長々しゃべって恐縮ですけれども、もう一点は、ちょっと遅れてきてしまったので、もうお話があったかもしれませんが、傾斜をどうつけていくのかというのが当然重要な話で、この傾斜のつけ方がまさにほかの制度にも非常に大きな影響を与えていることは間違いないのですが、そこは今後、詳細を詰めていくということで認識しています。

そうしたことをいろいろ考えてみると、今回、スターティングポイントに立って、非常に大きな、ドラスティックな話なので、まずこうしたところから考える、出発点として始まるというのは非常に重要なことだと思いますが、今後まだ先はあるなという感じを他方で持っています。是非、引き続き、非常に大きな制度改正になりますから、しっかりこれを実現に向けて進めていただければと思いますし、また、受益と負担というのはベタな議論かもしれません。ただ、それは基本的な背骨の部分として重要なので、やはり引き続きこういうことというのは議論していかないといかんと思っています。

以上です。

○横山座長　　どうもありがとうございました。確かにおっしゃるとおり、今回は特別高圧の費用だけをリバランスしようという話で、配電の高圧、低圧のほうの話は今後ということですので。ありがとうございました。

それでは、秋池委員、いかがでしょうか。

○秋池委員　　本当に長いこと、この議論を続けてきまして、こういった電源と送配電の状況が大きく変わってくる中でのネットワークの維持とか、それからすぐれた形成というものがどのようにあるべきか、ということを考えながら取り組んでまいりました。また、その過程では、今もお話がありましたが、やはり受益とは何かということを考えながら議論を続けてきたと思っております。

そういう意味で、本当に事務局の皆様には大変な御努力をいただいたと思っているのですけれども、この後、これを実現するということに向けまして、また更なる詳細設計が必要な部分、あるいは、今後まだ追加的に議論が必要なものというのは、たくさんあると思うのですが、効果的にそれに取り組んでいけるといいと思っております。例えば、関係者全てにとってメリットがあることであれば、それは比較的優先度を下げても、自然にいい

ほうに行くということもありますし、また、そうでないものについては、優先度を高めて議論するとか、そのようなことを考えて取り組んでいくとよろしいのではないかと思いました。

最終的には、結局、社会的な費用が減るといいますか、国民の負担が適正であるというところに行くことが重要なのだと思っておりますので、それに向けて、今後もモニタリングもしながら、やはり制度を動かすとプレーヤーが動くというのもありますので、そういったことも見直しながら、よりよい制度になっていけばと思っております。ありがとうございます。

○横山座長 どうもありがとうございました。それでは、白銀さんは何かございますでしょうか。

○白銀 関西電力株式会社電力流通事業本部副事業本部長 オブザーバーとして参加させていただきまして、大変時間をかけて送配電ネットワークの費用負担の在り方、しっかり御議論いただいて、今回中間とりまとめでまとめていただいたこと、本当にありがたく思っております。ありがとうございます。

今回、まとめていただいた託送料金制度の見直しをしっかりと実現していくために、今後、詳細な制度の中身の議論を進めてまいることになると思っておりますけれども、我々としても、この制度見直しの目的の達成に向けて、それがしっかりできるように引き続き協力させていただきたいと思っております。

また、これに伴いまして、事業者側でもシステムの対応等も必要になってくると思っておりますし、そちらについても我々のほうでしっかりと中身の検討に御協力、御相談させていただきながら進めたいと思っております。

あと、こういう制度見直しを実際に実現していく上で、先ほどからお話の中にもありましたように、託送料金について、新たに発電事業者の方々を経由していくような流れというのが加わっていくこととなります。さまざまな系統利用者の皆様の御理解を得ることがその要になってくると思っております。事務局からの御説明の中でも、受益と負担の考え方を含めてしっかり御説明していくことが重要であるというお話もございました。6ページに示していただいているような、例えば、同一地点における需要kWの大小により発電側の負担が変わることになるが、受益に応じた負担という観点から、このように考えている、と整理していただきました。これを発電事業者、系統利用される方々が理解して、納得していただくのが大切だと思っております。是非とも国におかれましても、系統利用者

の方々への丁寧な説明をお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。
本当にありがとうございました。

○横山座長　　どうもありがとうございました。ほかに何か御意見、感想等ありましたら。
よろしゅうございましょうか。――どうもありがとうございました。

それでは、皆様からは、この資料4の中間とりまとめにつきましては、特に御異議はな
かったかと思えます。そういうことですので、この資料4の中間とりまとめ（案）につ
きましては、座長の私のほうで最終確認をさせていただいた上で、公表させていただくと
ともに親委員会でございます制度設計専門会合に報告をさせていただきたいと思えますが、
よろしゅうございませうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。それでは、御異議がないようですので、そのように進
めさせていただければと思えます。

それでは、これまで、日置さんに数えていただくと13回、1年9ヵ月にわたりまして、
いろいろ議論していただきまして、このように中間とりまとめがまとまりました。先ほど
からも御意見がありましたけれども、最初はいろいろな案が出てきて、アンシラリー費用
の負担案も出ていましたが、これはいろいろな皆さんの御意見で一応先送りをさせてい
ただきましたし、それから需要家側のほうのリバランスも非常に大事な話です。先ほど出
ました配電系統の費用というのが、今後、回収するのが非常に難しくなる中で、リバ
ランスでやらなければいけないと私も思っておりますけれども、やはり、まだいろい
ろな制度との関係で、時期尚早で今後また議論しなければいけないということなど
大きな問題がいろいろまだ残っているかと思えますし、また、細かい意見では、先
ほど詳細設計の話とか、割引の経過措置の話とかいろいろな細かな話がまだ今後
あります。必要に応じて本ワーキング・グループを開催し、意見を求めると、
今後の進め方にも事務局資料にもございますので、また皆さんの御意見を聞く
本ワーキング・グループが開かれる可能性もありますので、そのときはまた是非
よろしくとお願いしまして、私の御挨拶にかえさせていただきたいと思えます。

それでは、事務局の岸さんから御挨拶をお願いしたいと思います。

○岸事務局長　　まずもちまして、横山座長、委員の先生方、そしてオブザーバーの
皆様方には、今お話がありましたように20ヵ月かかりましたが、無事、中間まとめに
たどり着くことができました。ここまで精力的に御審議いただきましたこと、多大
な御協力で導い

ていただいたことにまず感謝を申し上げたいと思います。そして、この場にはいらっしゃいませんが、多くのパブコメをお寄せいただきました。また、議論の過程で自家発など、さまざまな利用者の方々からヒアリングをさせていただきました。御意見、インプットは大いに参考になるものでございます。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

また、送配電事業者の皆様方も、この場でも、それから事務局ベースでも、相当厳しい論戦も交わさせていただいたところです。大きな改革ですので、特に実務的なところからのいろいろな資料、データの提供も含めて、議論に貢献していただき、大いに深まったと考えております。感謝申し上げます。

大変複雑なテーマであったため、たとえば自家発の取扱い一つとりましても、いろいろな議論がありました。また、最終的には、再エネのいろいろな制度との整合性も図る必要もありました。私自身、途中から加わった形でございますので、さまざまな行き届きもあつたかと思っております。今回、大改革であるがゆえに、それぞれの立場から必ずしも100点満点ではない、いろいろな不満や御懸念も当然あろうかと存じますが、あるべき方向への第一歩として1つのリーズナブルな形、社会的に進めていく上で現実的な形としては、恐らくこの形が一番よいのではないかと、という方向性をお取りまとめいただいたと考えております。事務局の日置室長以下、前任も含めた苦労も多としたいと思っております。

先生方からいろいろお話がございました。そもそも本件検討の意義、すなわち電力ネットワークという不可欠なインフラをどうやってサステナブルにしていくのか、そしてまた、再エネも含めた新たな課題、ニーズに対応していくためにも、利用効率化も含めて、国民負担をどうやって抑えていくのか。これらは避けて通れないというより、そろそろこれ以上は先送りできない課題になっている。また、全体の電力システムの制度も垂直一貫から、ライセンス制、同時同量バランスンググループ、アンバンドリングに移行する中で、託送料金も需要側、小売からだけ取っていくということと、ずれが生じている。

他方、本件改革の難しさがどこにあるかという点、皆様御指摘のとおり、全員が得する話にはならないこと。本件、国民負担はマクロで中立です。もちろん、利用効率化の効果によって、長期的にはむしろ国民にメリットが出てくることを期待していますが、中立だからこそ、損と得が足元では出てくる。こういう話はややもすると、改革に尻込みしがちですが、1年9ヵ月前に逃げずに着手できたこと、それから今日の取りまとめに至りましたことも含めて、皆様方とともに、事務局も含めて誇りに思っていることではないかと考えております。

だからこそ、今後に向けて、これを着実に実施に移していくことが重要です。きめ細かな詳細設計、規定の整備など、準備期間をもちながらしっかり進めてまいりたい。そして、多く御指摘いただきましたように、課金される側の理解促進、不安を解消していく。なかでも、受益と負担というところをしっかりとしないとシステムが成り立たないのだということ。今回の整理は、必ずしも「稼ぐ」、「売電する」人だけではない、発電事業者ではない人も含め、システムに影響を与えている以上はご負担いただくという考え方だと理解していますが、丁寧な説明を加えていきたいと思っております。そしてまた、積み残しの中長期的な課題もございます。先生方も議論を手ぐすねひいて待っておられると思いますので、いずれ適切な時点をお願いしたいと考えております。本件の詳細設計の過程でも必要に応じまして、またワーキング・グループを一部再開させていただくこともあるかもしれません。引き続きの御指導をお願い申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○横山座長　　どうもありがとうございました。それでは、最後に、日置さんから何か事務連絡等ございましたらお願いいたします。

○日置ネットワーク事業制度企画室長　　本当に長きにわたりありがとうございました。事務連絡でございます。議事録につきましては、後ほど事務局からまた御連絡させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

○横山座長　　それでは、長い間、1年9ヵ月にわたりまして、御議論いただき、本当にありがとうございました。これにてワーキング・グループを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

——了——